

東洋大学

甫水会

会員のしおり



2023年度

ご入学おめでとうございます。



甫水会会長
久保 幸男

ご子息ご子女の東洋大学ご入学を心よりお祝い申し上げます。

「東洋大学甫水会(ほすいかい)」は、1959年(昭和34年)1月に「東洋大学父兄会」として設立されました。

「甫水」とは、学祖井上円了先生の出身地「越後の国、長岡西組浦村(現在の新潟県長岡市)」の「浦」を分散して、部首の(サングイの水)と(甫)を組み合わせる甫水という雅号として使用されていたものをいただき甫水会としました。

甫水会活動と聞いて何を想像されますか？

殆どの方は小中学校のPTA活動を想像されたと思います。一般的にPTA活動はマイナスのイメージを持たれがちですが、甫水会は保証人(父母)の立場で在学生をサポートすることは勿論ですが、私ども保証人(父母)の交流や情報交換する場となります。

その活動の場は大きく分けて本部活動と支部活動の2つがあります。

本会に入会された会員は、お住まいの地域に基づいて、全国の都道府県に設置されている支部のいずれかに所属することになります。支部の構成につきましては、広大な北海道、会員数の多い東京都、埼玉県、千葉県などは複数の支部があり、また複数県で一つの支部もあります。東洋大または甫水会からの資料等で、会員様の所属支部を確認して頂き支部活動への参加をお願いいたします。支部活動の一番の目的は情報共有だと思えます。コロナ禍で子供たちに大学で不都合な事が起きていないか？SNSが発達して子供たちと日常的に交流されている家族も多いとは思いますが、子供が何も話してくれなくて心配だとの声も聞かれます。その様な方こそ是非支部活動に参加して下さい。

具体的には、支部総会や就職講演会、キャンパス見学会、体育会運動部の応援会、文化サークルの鑑賞会など多彩な活動を本部からの支援を受ける形で、各支部が自主的に活動運営を行っています。甫水会活動を通じて在学生の応援と保証人(父母)として交流の場を得る事が出来ます。

本部活動ですが、本部役員は各支部より推薦頂いた方より構成され、常任理事会9名と監事2名の11名で毎月1回の常任理事会を開催しています。2022年度は5名が関東以外の支部所属で、各支部の意見をより広く反映できたと思います。

本部活動は会員様には直接見えにくい活動ですが、支部活動のサポートは勿論、大学と協力して学生の心身の健全な発達を図る活動を行っています。

具体的には

①奨学金制度 ②学生の課外活動促進 ③国際化の支援 ④就職活動支援 ⑤学生の食育支援 ⑥東洋大学社会貢献センター学内講座甫水会援助制度 ⑦弔慰金制度 ⑧コロナウイルス感染学生に対する食糧支援 コロナウイルスに感染及び濃厚接触者となった一人暮らしの学生に対し行政の援助が始まる前の3日分の食糧を大学と協力して支給しました。

最後に、学生たちに充実した大学生活の中で豊かな将来像を確立していけるよう、甫水会として可能な限り役割を果たして参りたいと存じます。子供たちをサポートしつつ皆様には甫水会の事業・行事に積極的にご参加いただき、そして、今後とも甫水会活動に対して一層のご支援とご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

目次

会長挨拶 ―ご入学おめでとうございます― …… 1	東洋大学甫水会 会則 …… 9～10
キャンパスガイド …… 2～5	東洋大学甫水会 奨学生規程 …… 11
甫水会の組織について	甫水会の支部主催行事等援助金支給規程 …… 11
本部組織について …… 6	東洋大学甫水会 弔慰金に関する規程 …… 11
支部組織について(支部区分) …… 7	東洋大学甫水会 個人情報の保護に関する取扱基準 …… 12
事業活動について …… 7～8	事業活動スナップ …… 13～14
甫水会費について …… 8	甫水会からのご案内

白山キャンパス

〒112-8606 東京都文京区白山5-28-20

文・経済・経営・法・社会・
国際・国際観光・国際地域学部
イブニングコース（第2部）
大学院



敷地：3万6,412㎡／校舎：11万2,712㎡

東洋大学は1887(明治20)年に井上円了博士によって本郷区龍岡町(現・文京区湯島)の麟祥院内に「私立哲学館」として創立されました。1897(明治30)年より小石川区原町(現・文京区白山)に校舎を構え、この地とともに歴史を歩んできました。創立100周年を機に、高層集約化による近代的なキャンパスとなり、文系学部・イブニングコース(第2部)・大学院の学生、約21,000名が通学しています。

創立者の立像が見守る「甬水の森」は、地形を活かした緑と水のオープンスペースが評価を受け、2003(平成15)年度に文京区の第3回文の京都市景観賞「景観創造賞」を受賞しました。

5号館は、井上円了ホールと井上円了記念博物館があり、創立者を記念した建物となっております。

6号館は、西門のポケットパークやシンボルツリー(大楠)、屋上緑化が評価され、2005(平成17)年度第5回文の京都市景観賞「景観創造賞」や、2006(平成18)年度東京都環境賞「知事賞」を受賞しました。

創立125周年を迎えた2012(平成24)年に「研究開発」「国際化」「交流・発信」の機能を備えた125周年記念館(8号館)、9号館が完成しました。

2017(平成29)年に10号館が完成しました。タワー型の2号館スカイホールからは副都心を一望できます。キャンパス内には複数の学食スペースがあり、メニューも豊富に取り揃えています。

MAP



ACCESS

- JR巣鴨駅から浅草寿町行バスで10分 東洋大学前下車
- 都営地下鉄三田線で白山駅下車 徒歩5分
- 都営地下鉄三田線で千石駅下車 徒歩7分
- 東京メトロ南北線で本駒込駅下車 徒歩5分

お問い合わせ先

ご案内事項	取扱い窓口	連絡先
●キャンパス代表	総務課	03-3945-7224
●教務関係	文 学 部 経 済 学 部 経 営 学 部 法 学 部 社 会 学 部 国 際 学 部 国際地域学部国際地域学科 国 際 観 光 学 部 大 学 院	東洋大学ホームページ 「お問い合わせ窓口」から 
授業・成績等		
証明書音声ガイド	各 学 部 共 通	03-3945-7225
●学生生活関係		
奨学金		mlscholarship@toyo.jp
アルバイト・下宿・アパート		mlgakuseibu@toyo.jp
サークル活動		
学生サポート室	学 生 支 援 課	ml-prsupport@toyo.jp
学生サポート室(障がい学生支援)		ml-imu@toyo.jp
保健管理室		ml_tsc@toyo.jp
運動部関係	TOYOスポーツセンター事務局	
●就職・キャリア関係	就職・キャリア支援部	mlcareer@toyo.jp
●留学関係	国際教育センター/国際部	mlryugaku@toyo.jp
●寄付・募金関係	募 金 課	bokin@toyo.jp
●図書館関係	白 山 図 書 館	mltsuran@toyo.jp
●学費関係	財 務 課	mlgakuhi@toyo.jp
●入試	入 試 課	
	入試情報サイト問い合わせ フォームから	

川越キャンパス

〒350-8585 埼玉県川越市鯨井2100

理工学部・総合情報学部
大学院理工学研究科
大学院総合情報学研究科
大学院学際・融合科学研究科



敷地：28万6,981㎡／校舎：7万9,007㎡

川越キャンパスは、1961（昭和36）年に工学部の学生が学ぶキャンパスとして開設されました。現在では理工学部、総合情報学部、大学院に在籍するおよそ5,000名の学生が学ぶ場となっております。東京ドーム約6個分という広大な敷地を活かし、「物創り工房」や「バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター」など多くの研究施設を設置しています。数学・物理・英語などの基礎科目に対応した「学習支援室」や留学、海外インターンシップ、語学学習などについて支援する「グローバルコミュニケーションスペース（GCS）」などの学習施設も設置しています。また、部活動、サークル活動も盛んで、川越だけで50以上のサークルが活動しています。

その一方で、陸上競技場やラグビー場、野球場など各種グラウンド、国内では珍しい屋内走路を併設した体育館を設置しています。また「大越記念庭園」や新西門から4号館付近に存在する「こもれびの森」等の豊かな自然を持つキャンパスでもあります。

その他、川越市と協力して行っている地域連携プログラムや一般の方に参加いただける「オープン講座」、こもれびの森を保全するために活動している「こもれびの森・里山支援隊」など学外と協働した事業も行っております。

MAP



ACCESS

■池袋駅から東武東上線で急行38分
鶴ヶ島駅下車 徒歩10分

お問い合わせ先

ご案内事項		取扱い窓口	連絡先
●教務関係			
履修・成績・試験・学籍	教 学 課	理工学部・ 総合情報学部 問い合わせフォームから 	
教職・各種証明書			
●学費・学生生活関係			
学費	総 務 課	mlkawaso@toyo.jp	
奨学金・クラブ・サークル活動	教 学 課	mlkawagak@toyo.jp	
学生相談室			
医務室（健康管理）			
アルバイト ※	㈱ナジック・アイ・サポート	03-5466-1236	
下宿・アパート ※	㈱ミニミニ城北	049-228-8832	
※業務委託先が対応します。			
●就職関係			
求人受付	教 学 課	mlkshushoku@toyo.jp	
就職相談			
●入試関係			
入試関係	教 学 課	mlkawanyu@toyo.jp	
●図書館関係			
図書館川越	図 書 館	mlkawagoelibra@toyo.jp	
●キャンパス代表			
その他上記以外のお問い合わせ	総 務 課	049-239-1300	

板倉キャンパス

〒374-0193 群馬県邑楽郡板倉町泉野1-1-1

生命科学部・食環境科学部
大学院
(生命科学研究科・食環境科学研究科)



敷地：33万1,963㎡／校舎：3万4,279㎡

板倉キャンパスには生命科学部と食環境科学部の2学部、大学院生命科学研究科と食環境科学研究科の2研究科が設置されており、約1,700名の学生が勉学に励んでいます。

キャンパスには多くの実験設備や学習環境が整えられており、中でも5号館は「シーズ(生命の種)」をモチーフとしたガラス張りのモダンな設計となっています。36の実験室、10の共通機器室には最新の実験機器を設置しており、学生・教員が日々、研究活動に励んでいます。また、3号館には管理栄養士を目指す学生向けに給食経営管理室等が設置され、一度に約100人分の大量調理が可能な設備等も揃っています。

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、これまでは感染防止対策の観点から非対面(オンライン)授業も並行して実施してきましたが、板倉キャンパスは理系の学部・研究科が集うキャンパスであり実験・実習科目も多いことから、一部に非対面(オンライン)を実施しつつも基本的には通常の対面形式で授業は実施しています。

また、これまで自粛を課してきた学生のサークル活動についても活動を再開しています。このようにキャンパス内は以前の活気あふれる風景を取り戻してきています。

なお、既にお知らせしている通り、板倉キャンパスで教育・研究活動を展開していくのは2023年度までの予定です。

MAP



お問い合わせ先

ご案内事項		取扱い窓口	連絡先
●キャンパス代表		板倉事務課	東洋大学ホームページ 「お問い合わせ窓口」から 
●教務関係			
生命科学部	板倉事務課		
食環境科学部			
大学院			
●学生生活関係			
奨学金	板倉事務課		
サークル活動			
学生相談室	学生相談室		
医務室（健康管理）	医務室		
●就職関係			
就職活動	板倉事務課		
●国際交流関係			
海外留学	板倉事務課		
●学費等関係			
学費	板倉事務課		
●図書関係			
図書館	図書事務課 （板倉）	mltialib@toyo.jp	

ACCESS

■池袋駅からJR宇都宮線(湘南新宿ライン) 東武日光線で72分
北千住駅から東武スカイツリーライン 東武日光線で63分
板倉東洋大前駅下車 徒歩10分

赤羽台キャンパス

〒115-8650 東京都北区赤羽台1-7-11

情報連携学部・社会学部社会福祉学科
ライフデザイン学部・福祉社会デザイン学部
健康スポーツ科学部
大学院(情報連携学研究所・社会福祉学研究所・
ライフデザイン学研究所・健康スポーツ科学研究科)



INIAD HUB-1



WELLB HUB-2



HELSPO HUB-3

敷地 約35,800㎡ 校舎 約73,000㎡

赤羽台キャンパスの最寄り駅、JR赤羽駅は、都心のみならず、横浜、大宮ほかの主要地点からのアクセスにも優れています。赤羽台キャンパスは駅からは近いながら、駅周辺の喧騒から離れ、住宅街の落ち着いた環境の中にあります。

赤羽台キャンパスでは、2023年度から、情報連携学部、福祉社会デザイン学部、健康スポーツ科学部の3学部、情報連携学研究所、社会福祉学研究所、ライフデザイン学研究所、健康スポーツ科学研究科の4研究科が設置され、約4,300名の学生が学んでいます。

建物は、INIAD HUB-1、WELLB HUB-2、HELSPO HUB-3の3つがあり、それぞれ学部・研究科の教育研究を活かした特徴ある建物となっています。

2017年に開設した情報連携学部(Information Networking for Innovation and Design: 通称INIAD)では、コンピュータ・サイエンス教育を基盤とし、チームを組んでコンピュータを使いこなし、情報を通して連携し、素早くアイデアを形にできるような人材を養成しています。

INIAD専用の校舎INIAD HUB-1は、最先端のIoTビルディングで、建物自体がIoT教材でもあります。教室や部室の鍵や照明、空調、ロッカー、エレベーター、各種のセンサーなどの様々な設備がインターネットに接続され、学生を個々に識別するだけでなく、学生は定められているルールの範囲内で、自分たちの環境をプログラミングによってより使いやすくしていくことができます。

INIADの多くの授業は、少人数教室でのディスカッションやチーム学習を中心に行なっており、また、従来の教室とは異なり、黒板もホワイトボードもありません。学生は各々自分のパソコンを大学に持参して、インターネットを通じて、事前に配布される教材や授業で出た課題に取り組んでいます。

また、2021年4月より朝霞キャンパスから移転したライフデザイン学部・ライフデザイン学研究所では、人々の生活に深い関わりをもつ福祉や保育、健康、デザインにより社会貢献を行う高い意欲を有する人材を養成しています。

地下1階、地上9階建ての校舎(WELLB HUB-2)は、学部の特色でもある専門職に向けた諸資格取得のための実習設備が完備され、より実践的な知識や技術を学ぶことができます。例えば、介助技術の授業のための介護実習室、入浴実習室、調理実習室などや、保育士、幼稚園教諭の授業のための保育実習室、音楽実習室、ピアノ練習室、デザインや制作などの授業や演習で使用する実験工房には各種演習用の工作機械室や学生が作業できるアトリエスペースが設置されており、ものづくり専念できる環境を整えています。

さらに、2023年4月より福祉社会デザイン学部、健康スポーツ科学部が開設し、新時代を担う、「情報」「福祉」「デザイン」「スポーツ科学」「栄養科学」の拠点として、教育・研究環境を拡充しました。新校舎(HELSPO HUB-3)は、バスケットボールコート3面分の広さを有するアリーナ等の体育施設やより高度な教育・研究に必要な実験・実習施設、学生の充実したキャンパスライフを支える学生食堂や学生サークル部室、約27万冊の蔵書やグループ学習室、個別学習室を備えた図書館があります。地域社会との連携も含め、当キャンパスの一層の発展が期待されます。

MAP



ACCESS

■JR赤羽駅下車 徒歩8分

東京メトロ南北線赤羽岩淵駅下車 徒歩12分

お問い合わせ先

お問い合わせはEメールでお願いいたします

ご案内事項	取扱い窓口	Eメールアドレス
情報連携学部	赤羽台事務課	ml-iniad-fs@toyo.jp
社会学部社会福祉学科		mlakyo@toyo.jp
ライフデザイン学部		
福祉社会デザイン学部		
健康スポーツ科学部		

●図書関係

図書館	図書事務課 (赤羽台)	mlakabanelibra@toyo.jp
-----	----------------	------------------------

本部組織について

「評議員会」は、全国にある支部の各支部長と支部会員数が1,000名を超える各支部において選出される支部長以外の1名からなる評議員により構成される雨水会の最高議決機関です。

役員の選出、会則の改正、事業計画および事業報告、予算及び決算など、会の重要案件の議決を行います。

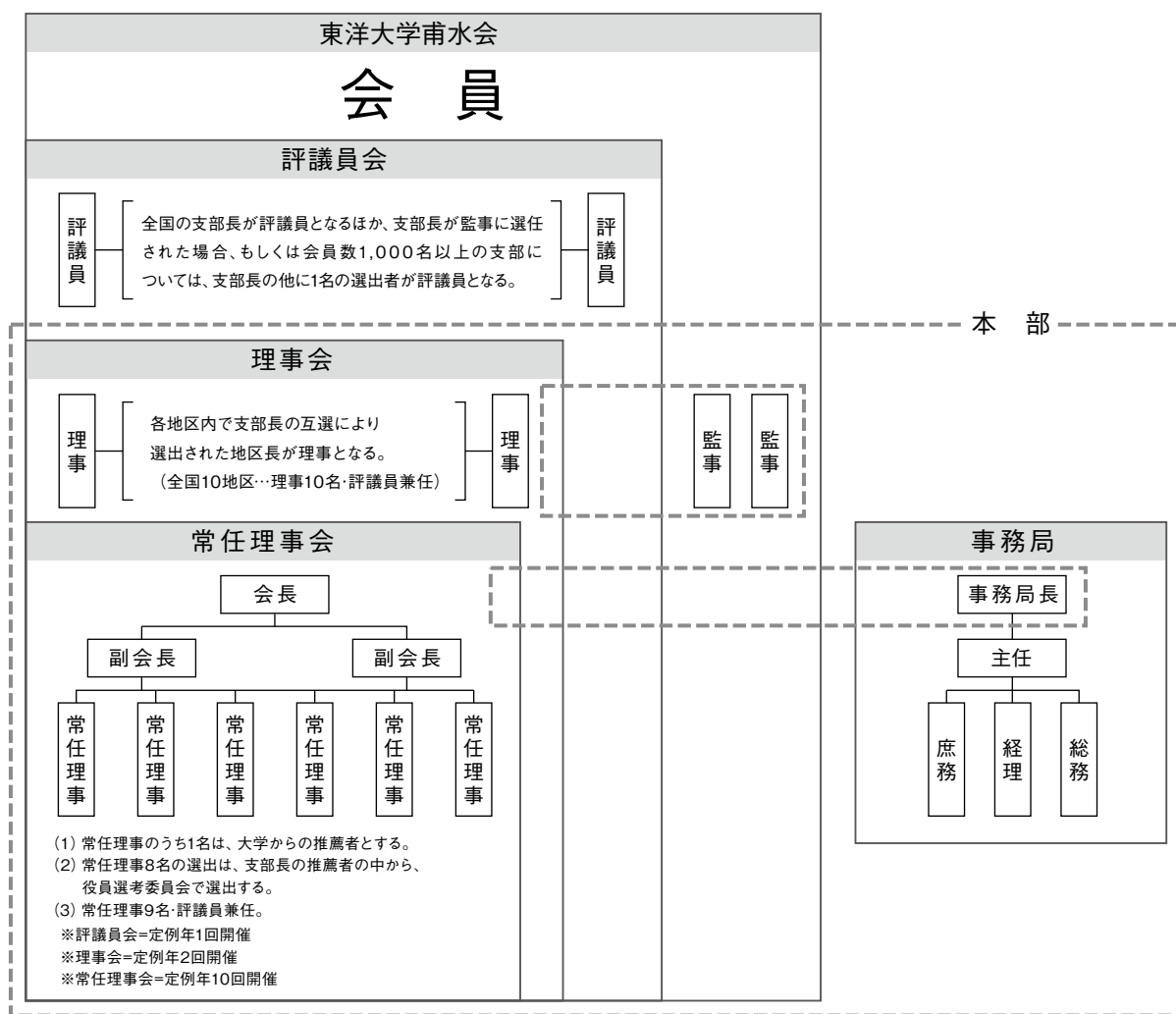
「理事会」は、全国10地区（北海道、東北、関東、甲信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）の地区長（各地区内の支部長間での互選により選出）と次に説明する「常任理事会」のメンバーからなる理事により構成され、評議員会から決定または委任を受けた事項に係る業務の企画立案などを行います。

「常任理事会」は、支部長からの推薦者8名と学校法人東洋大学からの推薦者1名からなる常任理事により構成されます。常任理事の中から会長1名と副会長2名が選出され、予算の執行、会報の発行など理事会の決定した事項に係る業務執行を担います。

「本部」は、会長1名、副会長2名、常任理事6名、理事10名のほか、業務および会計の監査を行う監事2名を含む役員から構成され、事務局長1名と事務職員4名からなる事務局が付置されています。

事務局は、東京都文京区の白山キャンパス8号館にあります。

東洋大学雨水会組織図



支部組織について（支部区分）

本会に加入された会員は、在住の地域に基づいて、全国の都道府県に設置されている支部のいずれかに所属することとなります。下記の「支部区分・支部コード所属支部管轄市区郡町村一覧」は都道府県区

分をベースに、会員各位所属する支部の管轄となる市区町村名を一覧化した表です。類似した市区町村名を判別するとともに、会員数や会費の集計のために支部ごとにコードを付しています。

支 部 名	支 部 コード
富 山	1601
石 川・福 井	1701
山 梨	1901
長 野	2001
岐 阜	2101
静 岡	2201
愛 知	2301
三 重	2401
京 都・滋 賀	2601
*阪 奈	2701
兵 庫	2801
和 歌 山	3001
鳥 取	3101
島 根	3201
岡 山	3301
広 島	3401
山 口	3501
徳 島	3601
香 川	3701
愛 媛	3801
高 知	3901
福 岡	4001
佐 賀	4101
長 崎	4201
熊 本	4301
大 分	4401
宮 崎	4501
鹿 児 島	4601
沖 縄	4701

支 部 名	支 部 コード
北 海 道	*札幌 札幌
	函 館
	旭 川
	オホーツク
	室 蘭
	釧 路
青 森	青 森
	岩 手
	宮 城
	秋 田
	山 形
	福 島
茨 城	茨 城
	栃 木
	群 馬
埼 玉 県	埼 北
	埼 中
	埼 東
	埼 南
千 葉 県	千 葉 東
	千 葉 西
	城 東
	城 西
東 京 都	中 央
	城 北
	多 摩
	神 奈 川
新 潟	新 潟

北 海 道	管 轄 支 庁
札幌 地域支部	石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局（滝川市、歌志内市、赤平市、芦別市、砂川市、新十津川町、奈井江町、上砂川町、夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町）
函館 地域支部	渡島総合振興局、檜山振興局
旭川 地域支部	上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、空知総合振興局（深川市、妹背牛町、秩父別町、南竜町、北竜町、沼田町）
オホーツク地域支部	オホーツク総合振興局
室蘭 支部	胆振総合振興局、日高振興局
釧路 支部	釧路総合振興局、十勝総合振興局、根室振興局

埼 玉 県	管 轄 市 町 村
埼 北 支 部	熊谷市、秩父市、深谷市、本庄市、大里郡（寄居町）、児玉郡（美里町・神川町・上里町）、秩父郡（横瀬町・皆野町・長瀨町・小籠野町・東秩父村）
埼 中 支 部	入間市、川越市、坂戸市、狭山市、鶴ヶ島市、所沢市、飯能市、東松山市、日高市、富士見市、ふじみ野市、入間郡（三芳町・毛呂山町・越生町）、比企郡（滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町）
埼 東 支 部	春日部市、加須市、行田市、久喜市、越谷市、幸手市、白岡市、草加市、蓮田市、羽生市、三郷市、八潮市、吉川市、北葛飾郡（杉戸町・松伏町）、南埼玉郡（宮代町）
埼 南 支 部	上尾市、朝霞市、桶川市、川口市、北本市、鴻巣市、さいたま市、志木市、戸田市、新座市、和光市、蕨市、北足立郡（伊奈町）

千 葉 県	管 轄 市 町 村
千葉東支部	旭市、いすみ市、市原市、印西市、大網白里市、勝浦市、香取市、鴨川市、木更津市、君津市、佐倉市、山武市、白井市、印旛市、袖ヶ浦市、館山市、千葉市、銚子市、東金市、富里市、習志野市、成田市、富津市、南房総市、茂原市、八街市、八千代市、四街道市、安房郡（鋸南町）夷隅郡（大多喜町・御宿町）、印旛郡（酒々井町・栄町）、香取郡（神崎町・多古町・東庄町）山武郡（九十九里町・芝山町・横芝光町）、長生郡（一宮町・白子町・長南町・長柄町・睦沢町・長生村）
千葉西支部	我孫子市、市川市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、船橋市、松戸市

東 京 都	管 轄 市 町 村
城 東 支 部	江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区、台東区
城 西 支 部	渋谷区、新宿区、杉並区、世田谷区、中野区
中 央 支 部	大田区、品川区、中央区、千代田区、港区、目黒区、青ヶ島村、小笠原村、大島町、神津島村、利島村、新島村、八丈町、三宅村、御蔵島村
城 北 支 部	足立区、荒川区、板橋区、北区、豊島区、練馬区、文京区
多 摩 支 部	昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、約江市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、府中市、福生市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市、西多摩郡（奥多摩町・日の出町・瑞穂町・檜原村）

* ①阪奈支部は、大阪、奈良支部の合併となります。

* ②北海道、埼玉県、千葉県、東京都の支部は、所属支部管轄一覧表の通り居住地ごとに支部が指定されております。

* ③北海道支部の下に「札幌地域支部」「函館地域支部」「旭川地域支部」「オホーツク地域支部」となります。

事業活動について

本部が行う事業(行事)

●東洋大学懇談会(旧父母懇談会)

東洋大学懇談会は東洋大学主催の行事であり、浦水会と協働にて実施しております。大学の各キャンパスにて「東洋大学学部別懇談会」、関東地区を除く地方の会場において「東洋大学地区別懇談会」を開催しています。

東洋大学懇談会の情報を幅広くご提供できるよう、特設サイトにて父母向けの情報を掲載しております。こちらのサイトの詳細は大学よりご案内が届きます。

開催方法は原則対面としておりますが、状況によりやむを得ず非対面開催となることもあります。当初との変更もありますので、随時東洋大学懇談会サイトをご確認下さい。

内容は大学近況や、昨今の就職活動などの説明、個別面談を予定しています。

東洋大学地区別懇談会会場では、対象支部の支部総会も開催されています。懇親会も開催予定ですので、是非ご参加下さい。関東地区の支部及び地方での希望する支部は、独自会場にて支部総会を開催しています。

支部総会のご案内は東洋大学懇談会の案内に同封されます。

●会員の集い・就職フォーラム

本会では、毎年11月上旬に「会員の集い・就職フォーラム」を開催しています。会員相互の親睦を深め、本会の事業活動を一層充実したものにすることを目的としています。就職講演会のほか、「子どもの就職活動にあたっての親の接し方」をテーマに東洋大学の卒業生を招いたパネルディスカッションやキャンパスツアーなどを実施しています。

●全国支部長研修会

本会は、本部と全国の支部が緊密に連携するため、「全国支部長研修会」を年1回開催しています。設立の趣意に基づき大学と協力して学生の心身の健全な発達を図るため、会員相互の親睦と連帯を促しています。

学生・父母に対する支援

●奨学金の給付―「浦水会奨学生規程」P11参照

会員が不測の事故により死亡、重病、罹災、突然失業したためにそのご子女の修学が困難に陥った場合、会員または子女である学生の出願に基づき、所定の選考条件に合致すれば、月額3万円の奨学金を学生に給付する制度です。この奨学金は貸与ではなく、返済の義務はありません。

●弔慰金の給付―「浦水会弔慰金に関する規程」P11参照

不測の事故等で会員、会員の配偶者及び会員のご子女が死亡された時に、その遺族に対して弔慰金を給付しています。

●学生の課外活動への援助

全学的な規模で行なわれる大学祭、スポーツ大会、クラブ・サークル活動等に対して援助しています。

この援助は、学生部等の紹介に基づいて行なわれます。

●浦水会長賞の授与

学部学科等の申請に基づき学生の参加するイベント・コンクール等の優秀者に対して、浦水会長賞を授与しています。

●外国人留学生関係行事への援助

本学の留学生団体が主催する行事及び大学が行っている関係行事(日本語弁論大会、英語弁論大会等)へ援助しています。

●公開講座の受講支援

会員の文化活動を促すため、受講費用を全額補助します。

広報活動

浦水会活動の紹介を中心とした「会員のしおり」と年度の活動内容報告を中心とした「浦水会報」を年1回発行しています。

また、本部事業執行について進捗状況を支部長へ報告する「浦水会ジャーナル」を年2回発行しています。

浦水会が実施する事業(行事)等については、浦水会ホームページにも適宜掲載しています。

校友会との連携

浦水会、校友会相互の交流を図る目的から、それぞれの行事に役員を派遣、招待しています。

特に、支部総会で地元在住の校友からUターン情報等の話を聞いている支部もあり、交流を深めるよい機会となっています。

大学及び校友会との共同事業

●大学に対する寄付

学生支援に繋がるように大学の所管部署を通じて寄付を行っております。奨学金事業の充実、在学生の課外活動への支援など、幅広く協力しています。

●「井上円了が志したものと」への協賛

大学主催のこのコンクールでは、浦水会として実行委員会に出席するとともに、その諸経費の一部を負担援助しています。毎年、学生および一般の部に分けて入賞者を決定のうえ表彰しています。なお、応募等の詳細については、井上円了哲学センター事務室へお問い合わせ下さい。

●卒業記念品の贈呈

毎年、大学・校友会・浦水会の三者が共同して、卒業生に卒業記念品を贈呈しています。なお各キャンパスにフォトスポットを設置します。

支部が行う事業(行事)

支部活動とは、「各支部が本部の指標に従い自主的に実施する活動」をいいます。

各支部の主な事業(行事)は、毎年大学主催の「東洋大学懇談会」に

併せて実施される「支部総会」のほか、支部ごとに随時開催される「就職説明(懇談)会」、「校舎見学会」、「講演会」などがあります。これらの事業を通して、会員相互間の連絡を密にしながら大学の興隆発展に協力し、学生の心身の健全な発展を図るとともに自己研鑽を図る機会でもあります。

以下、これら事業の概要をご説明します。

●支部総会

浦水会の全国の支部ごとに、支部総会を実施しています。支部総会は、支部における事業計画の立案や運営の仕方を決定する会議で支部活動の要として位置づけられています。

例年、大学主催の「東洋大学懇談会」の時期に合わせて実施されており、本部との連携を図りながら、大学と学生の支援を図るとともに、会員間の親睦を深めるための懇親会が実施されています。

●就職説明(懇談)会

就職説明(懇談)会は、各支部会員のご要望により支部長が取りまとめて本部へ開催を申請します。特に、今日の就職環境の厳しさから、会員の関心が高く、好評を得ています。

就職説明(懇談)会では、各支部ごとに就職コンサルタントや企業からの人事担当者などを講師に迎えて、企業の採用動向、大学生が直面している就職環境と具体的な就職対策、親としての子どもの就職活動に対する関り方などについて講演が行われます。

大学からは、就職・キャリア支援部が作成した就職環境と就職実績および就職支援体制に係る説明資料をもとに、浦水会本部が作成したビジュアルツールの提供もなされ、充実した内容になっています。

●キャンパス見学会

この事業は、就職説明(懇談)会と同様の手順で開催されます。校舎見学会は、学生がどのような環境(施設設備)の中で学習しているかを知るとともに、ご子女とのコミュニケーションを図ることに役立っているようです。

●講演会・文学散歩等

この事業の開催手順も前述と同様ですが、大学の教員や外部講師等を招聘し開催することを原則とし、支部会員の自己研鑽、親睦等を目的として行なわれております。

浦水会費について

「本部事業活動費及び支部事業活動費」は、会員となられたご父母(保証人)から会費として納入していただいた「浦水会費」で、これらの諸経費をまかなっています。

入会及び会費納入

●学部第一部(昼間部)の会員

学部第一部(昼間部)へご入学されました新入生のご父母(保証人)は、全員、浦水会に入会いたしております。会費の納入については、大学の学費(授業料)納入時、毎年「大学から届けられた学費払込用紙」で一括納入され、学生の在学期間は進級手続に併せて継続納入されます。

●学部第二部(イブニングコース)の会員

学部第二部(イブニングコース)へご入学された新入生については、社会人として自立されている方もいるので、浦水会への加入は任意となっています。入会をご希望のご父母(保証人)は、オンライン入学手続の登録完了画面にある「こちらをクリック」より浦水会費納入手続ページへ進み、手続を行っていただいております。入会をご希望の方は浦水会事務局までご連絡下さい。また、2年生以降は、進級手続に併せて会費納入が必要となります。毎年4月上旬頃浦水会本部から「会費納入のご案内」を送付いたしますので、同封の「郵便振込用

紙」で所定期日までにご送金下さい。

学部第一部(昼間部)のご父母(保証人)は全員加入していることを踏まえて、ぜひご加入をお願いします。

会費の使途

●本部・支部の配分

納入された会費は主として本部の事業(行事)の運営及び支部の活動に係る経費として充当されております。各支部へは、支部運営の基礎的経費として支部会員数に応じた一定額を本部から送金します。また、支部活動が円滑に運営できるように、支部からの行事企画の申請があった場合、本部が定める一定の基準に基づいて、本部予算から該当する支部へ援助金、補助金として交付しています。

●本部・支部の主な使途

各支部の運営費は、前述の支部主催事業費及び支部運営の費用として使われます。なお本部は前述の事業活動費、運営費、会議費、事務局管理費及び人件費等として使用されます。

●会計収支報告

これら会計の収支は、毎年度の予算書、決算書で明示され、常任理事会が理事会の議を経て評議員会の承認を得て執行し、浦水会の「会報」及びホームページにて会員の皆様にご報告しています。

第1章 総則

第1条 この会は、東洋大学甫水会という。

第2条 この会は、本部を東京都文京区白山5丁目28番20号に置く。

第2章 目的および事業

第3条 この会は、東洋大学（以下「大学」という）学生の父母又は学生の保護者相互間の連絡を密にし、大学の興隆発展に協力するとともに、大学と協力して学生の心身の健全な発達を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支部の組織強化に関すること
- (2) 教育の充実強化に関すること
- (3) 学生の文化、体育活動などに関すること
- (4) 学生の就職、福利厚生に関すること
- (5) 会報の発行
- (6) 父母又は学生の保護者の文化活動の促進
- (7) 大学への協力及び支援に関すること
- (8) その他必要と認める事業の推進

第3章 会員

第5条 この会の会員は、大学に在学する学生の父母又は保護者で、甫水会費を納入した者とする。ただし、外国人留学生の父母又は保護者は、除くものとする。

第4章 役員

第6条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|---------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 2名 |
| 常任理事 | 9名(会長、副会長を含む) |
| 理 事 | 10名 |
| 監 事 | 2名 |

2 役員は、役員選考委員会（別に定める）で役員候補者として選出され、理事会・評議員会に諮り選任する。

3 役員選考委員会は、以下の各号にもとづいて、役員候補者の選考を行う。

- (1) 会長候補者、および副会長候補者の選考は、役員候補者の中から選出する。
- (2) 常任理事候補者は、各支部、および学校法人東洋大学が推薦するものとし、推薦者の中から候補者9名を以下の項にもとづき、選考する。
 - 1) 常任理事候補者の内8名は、各支部からの推薦者とする。
 - 2) 常任理事候補者の内1名は、学校法人東洋大学からの推薦者とする。
- (3) 理事候補者は、北海道・東北・関東・甲信越・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州（含・沖縄）の各地区内で、支部長の互選により選出された、地区長をもってこれに当てる。
- (4) 監事候補者は、各支部からの推薦者とする。

第7条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理し、または代行する。

第8条 理事は、常任理事とともに理事会を構成し、次の業務を処理する。

- (1) 評議員会が決定した事項
- (2) 業務の企画立案
- (3) 評議員会から委任された事項
- (4) その他必要と認める事項

2 理事会は、評議員会の建議、答申、要望事項を処理した場合には次の評議員会に報告しなければならない。

第9条 常任理事は、会長、副会長とともに常任理事会を構成し、次の業務を執行する。

- (1) 理事会が決定した事項
- (2) 予算の執行
- (3) 会報の編集発行
- (4) その他必要と認める事項

第10条 監事は、この会の業務および会計の監査を行う。

第11条 この会の役員は、評議員会において選出する。

2 会長、副会長および常任理事は、すべて理事となる。

第12条 この会の役員はすべて評議員となる。

ただし、監事は評議員の資格を兼ねないものとする。

第13条 役員の任期は1年とする。

ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じ、その定数の4分の1を超えた場合は、3ヵ月以内に補充しなければならない。

3 補欠で選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 役員が辞任するときは、会長にその事由を申し出て、常任理事会の同意を得るものとする。

第15条 役員は任期満了後、もしくは改選後においても、後任者が就任するまでその業務を続けなければならない。

第16条 役員に役務上ふさわしくない行為のあったとき、またはこの会の名誉を著しく傷つけたときは、常任理事会の発議により、評議員会に諮り、適当な措置を行うことができる。

第17条 役員は無給とする。ただし、業務に関与した場合は、別に定めるところにより、実費を支給する。

第5章 顧問

第18条 この会は、満期退任役員の中から顧問を置くことができる。

2 事務局経験者の顧問を、置くことができる。

第19条 顧問は、理事会の議を経て評議員会に諮り、会長が委嘱する。

2 顧問は、常任理事会の諮問に応じて助言するものとする。

3 顧問は、会長の命を受けて、甫水懇談会その他の行事に参加することができるものとする。

4 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 評議員

第20条 この会に評議員80名以内を置く。

2 評議員は、支部長をもってこれに当てる。ただし、支部長が監事に選任された場合、もしくは会員数が1,000名を超える支部は、支部長以外に1名の評議員を選出するものとする。

3 評議員会の代理出席については、支部長の指名する支部役員とする。

第21条 評議員は評議員会を構成し、次の事項を審議し決定する。

ただし、必要な事項は甫水会報に記載すると共に、甫水懇談会で報告するものとする。

- (1) 役員の選出に関すること
- (2) 会則の改正に関すること
- (3) 事業計画および事業報告に関すること
- (4) 予算および決算に関すること
- (5) 重要な資産の取得および処分に関すること
- (6) その他必要と認める事項

第22条 評議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 会議

第23条 常任理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 常任理事在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があった場合は、会長は10日以内にこれを招集しなければならない。

3 常任理事会は、常任理事定数の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。ただし、当該事項につき、あらかじめ書面をもって意思表示したものは出席とみなす。

4 常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 常任理事会における審議・承認は、郵便、ファックス、電子メール等の手段を利用した文書会議形式、もしくはオンライン会議形式により行うことができるものとする。

第24条 理事会は、会長が年1回以上招集し、その議長となる。

2 理事会の招集、成立、議決については、第23条第2項・第3項・第4項の規定を準用する。

3 理事会における審議・承認は、会則第23条第5項の規定を準用する。

- 第25条 評議員会は、会長が招集する。
- 2 評議員会の議長および副議長は、評議員会においてその都度互選する。
- 3 評議員会の招集、成立、議決については、第23条第2項・第3項・第4項の規定を準用する。
- 4 評議員会における審議・承認は、会則第23条第5項の規定を準用する。
- 第26条 理事会および評議員会には議事録を作成し、議長および出席者代表2名の署名捺印をうけ、これを保存する。

第8章 雨水懇談会

- 第27条 雨水懇談会は、会長が年1回招集する。
- 2 雨水懇談会は、関東地区支部（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県の15支部）は、学生の在籍する各校舎で開催する。
- 3 関東地区支部（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県の15支部）以外の支部は、各支部で開催する行事の中で開催する。
- 第28条 雨水懇談会は、大学と父母（又は保護者）が在籍する学生の学業及び生活に関し、相互に理解と協力を深めるため連絡を密にし、大学の教育及び研究に必要とする行事を実施する。
- (1) 各学部の実況報告
 - (2) 学生の履修・成績に関する相談
 - (3) 学生の就職・福利厚生に関する相談
 - (4) 学部・学科教授と父母又は保護者との懇談
 - (5) 在籍する学生の学内施設（展示資料含む）の見学
 - (6) その他必要と認める事項
- 第28条の2 雨水懇談会は、大学が実施する諸行事をもって、これを読み替えることができる。

第9章 資産および会計

- 第29条 この会の資産は次のとおりとする。
- (1) この会の財産目録記載の財産
 - (2) 資産から生ずる果実
 - (3) 雨水会費
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 寄付金品
 - (6) その他の収入
- 第30条 この会の財産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。
- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄付金品であって、寄付者の指定があるものは、その指定に従う。
- 第31条 この会の資産は、会長が管理し運用する。
- 2 基本財産は、評議員会の議決を経て、確実な有価証券、信託預金または郵便定期貯金、銀行定期預金として会長が保管する。
- 第32条 基本財産は消費し、または担保に供してはならない。ただし、この会の事業遂行上やむをえない事情があるときは、評議員会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。
- 第33条 この会の事業遂行に要する費用は、雨水会費および資産から生ずる果実、事業に伴う収入・寄付金品等の運用財産によってまかなう。
- 第34条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度に会長が作成し、常任理事会および理事会の審議を経て、評議員会の議決を得なければならない。事業計画および収支予算を変更したときも同様とする。
- 2 会長は、やむを得ない事由により予算の追加その他の変更をするときは、補正予算を編成する事ができる。
- 3 予測し難い経費の支出に充てるため、予備費として相当の金額を予算に計上することができる。
- 4 予算の執行にあたり、やむを得ない事由により予算科目の流用が必要な場合は、各科目間で流用することができる。
- 第35条 この会の収支決算は、毎会計年度に会長が作成し、財産目録および事業報告書とともに監事の意見をつけ、評議員会の議決を得なければならない。

- 2 この会の収支決算の余剰金があるときは、評議員会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。
- 第36条 収支予算で定めたものを除いて、新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、評議員会の議決を得なければならない。ただし、その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金については常任理事会の議決によるものとする。
- 第37条 雨水会費は、次の通りとする。
- 2 雨水会費は、年額5,000円とし、学生の入学時並びに以後毎年授業料払込時に納入するものとする。
- 第38条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 地区および支部

- 第39条 この会の連絡を密にし、組織を充実強化させるため、地区および支部を設ける。
- 第40条 地区は全国を分けて10地区とし、各地区に地区長を置く。
- 2 地区長は、各地区内支部長の中から支部長の互選により選出する。
- 3 地区長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 地区長は、地区内の支部長を代表して理事となり、第8条の理事会に出席してその業務を処理する。
- 第41条 支部は、都道府県に1支部を置く。ただし、東京都、北海道、埼玉県および千葉県には複数の支部を置くことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、2以上の支部運営権を統合して1支部とみなすことができる。統合後も地域支部としての存続を認め、これを基に支部運営費を交付する。また、分割して複数支部とすることができる。
- 3 支部は、本部との連絡を密にし、特に次の事項については直ちに本部に報告しなければならない。
- (1) 支部長および副支部長の改選
 - (2) 支部事務所の変更
 - (3) 支部規約の改正
 - (4) 支部会計報告（年1回）
 - (5) その他必要な事項

第11章 事務局

- 第42条 この会に事務局を設け、嘱託の事務局長および事務員若干名を置く。
- 2 「嘱託者の採用」は、別に定める「嘱託者雇用に関する要綱」によるものとする。
- 第43条 事務局長は、会長の命を受けて事務員を指揮監督し、この会の事業実施、資産の管理などの事務を処理する。
- 2 事務局長は、常任理事会および理事会に出席して意見を述べる事ができる。ただし、議決には加わらない。
- 第44条 事務局長および事務員は、常任理事会の議を経て会長がこれを任免する。

第12章 会則の改正および解散

- 第45条 この会則の改正は、理事会または評議員会のいずれかの発議に基づき、評議員会で出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 第46条 この会は、評議員の3分の2以上の同意を得なければ解散することはできない。
- 2 解散による残余財産は、評議員会の議決を経て学校法人東洋大学に寄付するものとする。

第13章 補則

- 第47条 この会則について必要な細則は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。
- 附則
- 1 この会則は、2021年6月1日から施行する。
（雨水会費に関する経過措置）
- 2 1997年度以前の入学者で退学・除籍になっていた者が復学した場合は、1999年5月22日より施行されている旧規程による。

（2023年3月現在）

東洋大学甫水会 奨学生規程

第1条 東洋大学甫水会(以下「本会」という。)は、会員が不測の事故(重病、死亡、罹災、失業等)により、家計の事情に急変が生じたために子女の修学が困難となったときは、当該会員の子女の出願に基づき、この規程を適用し、所定の選考に合格したものを奨学生に採用して奨学金を給付する。

2 前項以外に、次の各号に該当する学生を奨学生に採用することができる。

- (1) 外国人留学生で成績優秀者
- (2) 経済的困窮で修学または円滑な就職活動が困難な者

第2条 奨学生の選考については、次の場合に行なう。

- (1) 本会会員の子からの出願があった場合
- (2) 本会からの募集に対して、応募があった場合
- (3) 東洋大学からの推薦または申し入れがあった場合
- (4) 本会本部役員または支部長からの申請があった場合

第3条 本会が奨学生に給付する奨学金は、毎年度の一般会計に計上された予算範囲内に限るものとする。

2 奨学生が次の各号にいずれかに該当する場合はその資格を失い、既に給付した奨学金を2週間以内に全額返還させることができる。

- (1) 奨学期間の途中で休学又は退学したとき。
- (2) 奨学期間の途中で除籍となったとき。
- (3) 奨学期間の途中で学則による懲戒処分を受けたとき。
- (4) 申請書その他の提出書類に虚偽の記載があったと認められたとき。
- (5) その他奨学生としてふさわしくないと甫水会会長が認めたとき。

第4条 本会の奨学生は、東洋大学に在学中の学生であって、次の要件を備えたものとする。

- (1) 健康であり、家計急変に伴う困難を克服し、卒業まで勉学を続行する強い意志を持っていること。
- (2) 学習活動や生活全般を通じての態度・活動が学生らしい人物であること。

第5条 奨学生に対する奨学金の給付は、次のとおり行う。

- (1) 奨学金は、月額30,000円とする。
- (2) 給付期間は、原則として、12ヶ月を上限とする。
- (3) 奨学金の給付は、原則として毎月25日に本会本部事務局より給付する。必要に応じて、数か月分をまとめて給付することができる。

第6条 奨学金の給付期間は、原則として奨学生採用年度限りとする。ただし、毎年3月末日の現況調査により、引続き経済的援助の必要が認められ、かつ、本人に初志貫徹の意志ありとみとめられた場合は、所要の手続きを経て次年度に継続することが出来るものとする。

2 前項の奨学期間は、奨学生の父母または保護者の家計事情が好転したと認められた場合は年度の中間においても、これを打ち切りまたは短縮することがあるものとする。

第7条 本会の会員が子女の奨学生採用を希望する時は、本部事務局に申し出て「奨学生願書」、「所得証明書」等の用紙の交付を受け、必要な書類一式を整えた上、甫水会長あてに提出するものとする。

第8条 奨学生の採用選考は、本部常任理事会が「東洋大学甫水会奨学生選考基準内規」により行い、会長が決定する。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、2022年4月9日から施行する。

(2023年3月現在)

甫水会の支部主催行事等援助金支給規程

第1条 支部が主催する行事等について援助金を支給する場合は、この規程による。

第2条 援助金支給の対象となる支部行事は、支部会員全体を対象とした支部主催行事で、就職説明(懇談)会、講演会、大学関連施設見学会、本学学生の文化・体育活動の応援会、演奏会、発表会、サークル・クラブの会合訪問、および学生が参加する祭事等である。また父母・保護者間の連携を蜜にするための研修会、交流会等を含むものとする。

第3条 援助金を申請する支部は、所定の書式に加え、当該行事終了後の支部運営費残高が分かる書類(出納帳のコピー等)を添付し、本部に申請する。

なお、他支部と共同開催する際、援助金申請は支部ごとに経費を算出し、提出することとする。

第4条 本部は、支部の申請に基づき常任理事会において審査のうえ、第2条に記載のある行事毎に10万円の範囲内で年度2回を上限に援助する。ただし、申請支部の繰越金等を考慮のうえ、援助金を

支給する。

第5条 小規模支部が講演会など経費の掛かる行事を企画する場合、援助金申請時に当該支部からの申し出により、第4条の援助金を先に受け取ることが出来る。この場合は常任理事会で審査のうえ承認することとする。行事終了後に報告書を提出し、残金があれば精算することとする。

第6条 支部主催行事等を同じ日に複数開催する場合の援助は、1回開催分とする。

第7条 支部主催行事については、別に定める支部業務執行ガイドラインに沿ったものとする。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の了承を得る。

附則

1 この規程は、2021年6月1日から施行する。

(2023年3月現在)

東洋大学甫水会 弔慰金に関する規程

第1条 この規程は、東洋大学甫水会の弔慰金(以下「弔慰金」という。)取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規程は、東洋大学甫水会の会員、(以下「会員」という。)会員の配偶者及び会員の子である学生(以下「学生」という。)に対して適用する。

2 天変地異の場合は、原則として適用しない。

第3条 会員、会員の配偶者及び学生が死亡したときは、その遺族に対して、弔慰金として3万円を送る。

第4条 この規程による弔慰金を受けようとする者は、原則としてそ

の事実発生時から3ヵ月以内に所定用紙に記入押印の上、請求するものとする。

2 所定用紙には、必要に応じてその事実を証明する書類を添付するものとする。

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、2022年4月9日から施行する。

(2023年3月現在)

東洋大学甫水会 個人情報保護に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、東洋大学甫水会の個人情報の保護に関する遵守すべき事項を定め、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において「個人情報」とは、東洋大学甫水会員およびその学生に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

2 この基準において「個人情報データベース」とは、学校法人東洋大学が有する個人情報を含む情報の集合物の中から、甫水会本部が特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

3 この基準において「個人情報取扱事業者(以下「情報取扱者」という)」とは、個人情報データベースを用い情報を提供する甫水会事務局をいう。

(甫水会本部)

第3条 甫水会で保有する個人情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 会員氏名
- (2) 会員住所・郵便番号・電話番号
- (3) 会員勤務先・電話番号
- (4) 学生氏名
- (5) 学生学年、性別、所属学部学科
- (6) 学生学籍番号
- (7) 学生出身高等学校
- (8) 会員メールアドレス※

2 情報取扱者は、第1項に掲げる個人情報が不必要になったとき、直ちに消去・廃棄するものとする。

3 甫水会は、保有する個人情報を適正に管理しなければならない。

(甫水会支部)

第4条 甫水会支部(以下「支部」という)が保有する個人情報は、その支部に所属する会員の第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号および第6号に規定するものとする。

2 支部への個人情報の提供は、前項に規定する個人情報を網羅した支部会員名簿および必要に応じて作成する宛名シートによるものとし、支部長に送付する。この場合、電子データでの作成は行わない。

3 第3条第1項第3号および第7号について支部長から情報提供の申し出があった場合、事情により所定の手続を経て甫水会会長の許可を得るものとする。

4 支部長は、支部会員の個人情報を適正に管理しなければならない。

(支部での名簿作成)

第5条 個人情報の入った支部会員名簿を支部で作成することは、禁止する。ただし、役員名簿はこの限りではない。

2 支部運営上やむを得ず作成する必要がある場合は、甫水会会長の許可を得るものとする。ただし、この場合、学籍番号は省かなければならない。

(第三者への提供禁止)

第6条 第4条および第5条に規定する個人情報は、甫水会本部が行う発送業務および学生総合補償制度に関する業務並びに支部が行う発送業務のための委託を除いて、第三者への提供を禁止する。

2 発送業務を委託するときは、個人情報の保護のため、委託先の監督を厳格にしなければならない。

(個人情報データベースの管理)

第7条 情報取扱者は、個人情報データベースの維持・管理をするとともに、第三者への個人情報の流出を防止しなければならない。

(奨学生選考書類)

第8条 東洋大学甫水会奨学生規程第7条に規定する書類一式は、常任理事会での選考後、回収のうえ廃棄する。

(責務)

第9条 情報取扱者および支部長は、個人情報の適正な取り扱いを確保し、この基準を遵守する責務を有する。

(基準の改廃)

第10条 この基準の改廃は、常任理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附則

この基準は、2004年5月22日から施行する。

(2023年3月現在)

※2023年5月27日評議員会にて変更予定

事業活動スナップ

東洋大学懇談会（旧 父母懇談会）

東洋大学懇談会は、東洋大学の主催行事であり、甬水会の協力のもとで各キャンパスにおいて、学部説明会・個別相談が実施されます。また、全国各地において東洋大学地区別懇談会が実施されます。地区別懇談会では、大学教職員による大学の現状説明や就職キャリア支援課による就職説明が行われます。



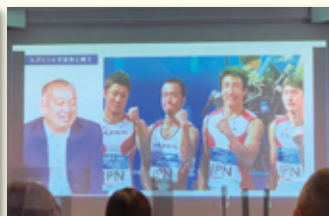
新潟会場



秋田会場



愛知会場



広島会場



福岡会場



鹿児島会場



富山会場



福島会場

東洋大学懇談会へ 参加いただいた 会員の声



- ・大学の様子などをわかりやすく説明していただき、遠方に住む保護者として安心しました。
- ・就職についてのお話、とても参考になりました。
- ・わが子と違う学部、学年の保護者の意見が聞けて良かったです。
- ・先輩保護者の方から情報を得るために参加し、お話が聞けるいい機会でした。

支部総会

全国の支部において、支部活動の総決算として支部総会を年に1度開催しています。

支部総会は、東洋大学地区別懇談会が行われる地区については同日同会場で開催されます。そのほかの地区は、別日程で開催され支部会員相互の親睦を図る場となっています。



千葉東支部



宮崎県支部



徳島県支部



沖縄県支部

支部行事



城西支部:哲学堂公園日帰り研修



埼中支部:箱根駅伝応援



多摩支部:歌舞伎観劇



中央支部:雅叙園ランチ・百段階段見学



埼東支部:横須賀バス研修



広島県支部:出雲駅伝応援

「会員の集い・就職フォーラム」

毎年、秋に白山キャンパスにて「会員の集い・就職フォーラム」を開催します。2022年度は、3年ぶりの対面開催となりました。

第1部では、「変わりゆく社会のモデルと今の就職活動への寄り添い方で大切なこと」をテーマに株式会社ソーシャルデザイン研究所 福島 直樹氏による講演会が行われました。

第2部は、2021年度の卒業生4名をお招きし、「就職活動を終えて～子から親へのメッセージ～」をテーマにパネルディスカッションが行われました。

「会員の集い・就職フォーラム」にご参加の際、関東地区以外の遠方にお住いの会員の方には、在学中1回に限り交通費を補助します。

また、参加できなかった会員の方のために当日の様子を後日オンデマンド配信しました。



受付



キャンパスツアー



オープニング グルービージャズオーケストラ 演奏



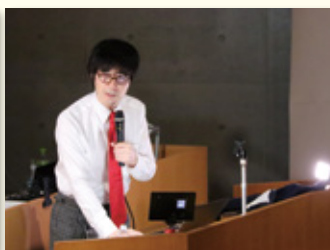
東洋大学学長 あいさつ



浦水会会長 あいさつ



第1部 就職講演会



オープンチャットで質問受付



第2部 パネルディスカッション



その他 会場の様子



学部イベント・課外活動への支援

浦水会は、各キャンパスで実施される学園祭やスポーツ大会における学生主催団体に対する援助金の交付の他、体育系、文化系を問わず学生団体に課外活動に対する支援を幅広く行っています。また、大学の教育活動を充実させるために、学部学科主催のイベント・ゼミナール等の活動に対する支援や就職活動支援、学生の食育支援を行っています。



全日本大学相撲選手権



ゼミ発表会

東洋大学へのご相談・お問い合わせについて

保証人のみなさまから大学へのご相談・お問い合わせ

大学での修学にあたり、ご子息・ご息女のこと、保証人のみなさまが東洋大学に対して、ご相談やお問い合わせをどちらにしたらよいか等、お困りの際は、所属の学部・学科が設置されている各キャンパス（※下記参照）各関連部署へメールにて、ご相談・お問い合わせください。

※各頁のお問い合わせ先一覧よりご確認ください

- | | | |
|-----------|------|--|
| 【白山キャンパス | P.2】 | 文学部・経済学部・経営学部・法学部・社会学部・
国際学部・国際観光学部・国際地域学部・イブニングコース |
| 【川越キャンパス | P.3】 | 理工学部・総合情報学部 |
| 【板倉キャンパス | P.4】 | 生命科学部・食環境科学部 |
| 【赤羽台キャンパス | P.5】 | 情報連携学部・社会学部社会福祉学科・
ライフデザイン学部・福祉社会デザイン学部・
健康スポーツ科学部 |

甫水会からのお願い 保証人住所変更手続きについて

転居等により保証人住所・電話番号を変更される場合には、ご子息・ご息女に東洋大学ホームページサイト『ToyoNet-G』（とよねっとジー）で変更手続きを行うようにお伝え下さい。

この手続きで「東洋大学懇談会」・「支部総会」・「会員の集い・就職フォーラム」・「会報 東洋」等、甫水会及び会員の皆様が所属する支部からのすべての送付物のあて先に反映されます。

なお、甫水会では、住所変更手続きは受け付けられませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

教務担当窓口への提出 もしくは『ToyoNet-G』からの変更をお願い致します。

東洋大学甫水会

〒112-8606 東京都文京区白山5-28-20（8号館中2階）
TEL.03-3945-0123 FAX.03-3942-7612
E-Mail hosui@toyo.jp

発行日 2023年5月8日 編集・発行 東洋大学甫水会